

泊駅南公園の遊具整備工事における設計・施工一括発注公募型プロポーザルに係る質問及び回答について

No.	質問箇所	質 問	回 答
1	参加表明書兼誓約書（様式第1号）	建設コンサルタントを協力会社とするBの体制をとる場合、建設コンサルタント分は不要でよいのでしょうか。	参加表明書は施工会社名で提出して下さい。協力会社名での参加表明書は必要ありません。
2	参加表明書兼誓約書（様式第1号）	3 資格を証明する資料 の具体的な提出書類を教えてください。 また、建設コンサルタントを協力会社とするBの体制をとる場合、協力会社に求める提出書類はありますか。	3 資格を証明する資料は、実施要領4-3提出書類（概要）の5.参加表明書関連にある、提案者概要書、工事実施体制及び工事担当予定者調書、業務等実績書です。協力会社については、工事実施体制及び工事担当予定者調書に記載いただく必要があります。協力会社に提出いただく書類はありません。
3	参加表明書兼誓約書（様式第1号）	有資格者の証明書（資格証写し）の提出は不要でしょうか。 それとも、様式第1号 3 参加資格を証明する資料として提出すれば宜しいのでしょうか。	有資格者の証明書（資格証写し）の提出は必要ありません。
4	参加表明書兼誓約書（様式第1号）	建設コンサルタントを協力会社とするBの体制をとる場合、協力会社も令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿の「造園業者」又は「とび・土工・コンクリート」に搭載されている必要がありますか。	施工会社が登録を行っていれば、協力会社の登録は特に求めません。
5	工事実施体制及び工事担当予定者調書（任意様式）	設計主任技術者、及び照査技術者についても、氏名、資格、経歴及び主な業務実績を記載すれば宜しいのでしょうか。	記載をお願いします。
6	工事実施体制及び工事担当予定者調書（任意様式）	設計主任技術者、及び照査技術者以外にも、設計担当者を置く場合は記載が必要でしょうか。また、記載が必要な場合は何名まで記載可能でしょうか。	設計主任技術者及び照査技術者の記載があれば、それ以外の設計担当者の記載は特に求めません。
7	工事実施体制及び工事担当予定者調書（任意様式）	設計と施工に関する技術者配置において、資格による評価の点数は変わりますか。また、資格による評価の点数が変わる場合は、それぞれの資格の配点を教えてくださいませんか。	評価点数に関する事項については公表しておりません。